

「フラワーチケット商品券」払戻しのお知らせ

永年に亘り「フラワーチケット商品券」をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合は平成23年2月28日をもって解散いたしました。つきましては、資金決済に関する法律に基づき、下記のとおり払戻しをいたしますので、未使用の「フラワーチケット商品券」をお持ちのお客様はお申出下さい。

お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

○払戻し対象となる商品券 フラワーチケット商品券

○払戻期間 平成23年3月1日(火)～平成23年5月31日(火)

上記期間内に申出がない場合には当該払戻しの手続きから除斥されますのでご了承下さい。

○申出方法 ①未使用の「フラワーチケット商品券」を直接、下記の当組合事務所へご持参下さい。

②郵送で申出のお客様は、封筒に下記を明記の上、未使用の「フラワーチケット商品券」をご郵送下さい。(平成23年5月31日(火)の当日消印有効)

・ご氏名 ご住所 日中連絡可能なお電話番号 在中未使用商品券枚数

なお、郵便事故等により到着しない場合は、当組合では責任を一切負いかねます。また、郵送で知り得た個人情報については、払戻し事項以外に使用いたしません。

○払戻方法 ①直接当組合事務所へ申出たお客様は、当日額面金額を現金にて払戻しいたします。

②郵送で申出たお客様は、現金書留にて払戻しいたします。(現金書留における諸費用については、当組合で負担いたします)

お問い合わせ先(発行者)

はないずみ共通商品券協同組合

〒029-3105 一関市花泉町涌津字一の町36番地1

(一関商工会議所花泉支所内)

TEL 0191-82-3130

(土曜日、日曜日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで)